

旭川ケーブルテレビ株式会社
放送番組審議会規則

第1条（設置）

旭川ケーブルテレビは、放送法第6条及び第7条の規定に基づき、放送番組審議会（以下「審議会」という）を設置する。

第2条（目的）

審議会は放送番組の適正を図るため、旭川ケーブルテレビ株式会社の諮問に応じ、放送番組につき審議する。

第3条（構成等）

審議会は委員7名以上をもって構成する。

- 2 委員は学識経験者、有職者の中から選考し代表取締役社長が委嘱する。
- 3 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、審議会を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は、毎年4月から翌年3月までの1カ年とし、再任を妨げない。ただし、期間の途中で就任した委員の任期は、期の初めに就任した者の残任期間と同じとする。

第4条（会議）

審議会は委員総数2分の1以上の出席があった場合に成立する。

2 審議会は原則として年2回以上開催し、会長又は旭川ケーブルテレビ株式会社が必要と認めた場合は、随時開催するものとする。

3 開催月は3月と9月とし、開催日は開催の日の1カ月前までに旭川ケーブルテレビ株式会社が決定し、委員に通知するものとする。

第5条（諮問事項）

審議会は旭川ケーブルテレビ株式会社の諮問に応じ、次の事項につき審議し、その結果を旭川ケーブルテレビ株式会社に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は変更
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項

第6条（意見の具申）

審議会は、必要があると認めるときは、旭川ケーブルテレビ株式会社に対し意見を述べることができる。

第7条（放送内容の保存）

審議会は、法令の規定に基づき、旭川ケーブルテレビ株式会社に対して必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

第8条（庶務）

審議会の事務を処理するため、旭川ケーブルテレビ株式会社に事務局を置く。

この放送番組審議会規則は平成24年9月24日より施行する。